

平成20年（行ウ）第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原告 竺原光江

被告 国

答 弁 書

平成20年9月12日

東京地方裁判所民事第2部合A係 御中

被告指定代理人	三	村	仁
	山	本	浩
	吉	野	栄
	佐々	木	光太郎
	川	端	尚
	鍋	島	学
	金	井	慎一郎
	山	口	仁
	江	澤	正
	小	林	大
	田	岡	卓
	大	浅	田
	田	邊	国
	田	代	直

名	倉	和	子
中	川		淳
横	田	一	磨
本	橋	隆	行
竹	之	内	修
田	口	達	也
小	山	田	巧
星		孝	行

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

(電話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307 山本あて)

第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁含む。）

- 1 本件訴えのうち、訴状請求の趣旨第1項に係る訴えを却下する
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項に係る訴えの適法性）

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る訴えは、原子力発電所及びその関連施設の新設差止めを求めるものと思われる。

ところで、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）に規定されている差止めの訴え（行訴法3条第7項）は、「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害が生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる」と規定されている（行訴法37条の4第1項）。

この点、原子力発電所及びその関連施設を新設するのは原子炉を設置しようとする電気事業者であり、被告（国）が行う「原子力発電所及び関連施設新設処分」なる処分は存在しない。したがって、この限りにおいて、原告の当該訴えは不適法である。

- 2 なお、仮に、原告の上記訴えが、原子力発電所及び関連施設の設置許可処分の差止めを求めるものであると善解したとしても、訴状等の記載内容からしても、対象となる処分が何ら個別具体的に特定されておらず、この点からしても、上記訴えは不適法である。
- 3 以上のとおり、いずれにしても請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であるから却下されるべきである。

第3 請求の趣旨第2項に係る請求について

- 1 はじめに

請求の趣旨第2項に係る請求は、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求であると解される。

この点、国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別に国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任じることを規定するものである」（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ等）から、公務員の行為が国賠法1条1項にいう違法と評価されるためには、その公務員が損害賠償を求めている国民に対して個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違背してされた場合でなければならないと解するのが相当である。

2 原告の上記請求がそれ自体失当であること

しかしながら、訴状等の記載内容からしても、原告は、被告のいかなる行為が、いかなる職務上の法的義務に違反したというかを全く主張しておらず、原告の主張する損害の発生も不明確であるから、その限りにおいて、原告の当該主張はそれ自体失当というべきである。

この点について、具体的に述べれば、以下のとおりである。

(1) 基本的人権の尊重違反について

原告は、「資源エネルギー庁は、電力の供給において、再生可能エネルギーの技術が確立されているにも拘わらず、原子力を進めている」として、それは基本的人権の尊重に反する行為であると主張する（訴状38ページ）。

しかしながら、原告の上記主張によっても、国賠法の対象となる公務員の行為が特定されておらず、原告は、いかなる公務員の、いかなる行為について、いかなる法的義務に違反したと主張しているのか全く不明である。

(2) 名誉毀損について

原告は、「資源エネルギー庁は、他国の批判を無視して、原子力を押し進めて」おり、それが原告にとって苦痛で恥ずかしい思いをさせるものである

ので、名誉毀損である旨主張する（訴状39ページ）。

しかしながら、原告の上記主張によっても、上記(1)と同様に、国賠法の対象となる公務員の特定や法的義務違反の主張が欠けている上、原告の個人的な名誉が毀損されたとする具体的な事実の主張もなされているとはいえない。

(3) 行政の不作為について

原告は、これまで行ってきた陳情が取り上げられなかったことをもって、行政不服審査法2条2項の「不作為」であり、それによって損害を被った旨主張する（訴状41ページ）。

しかしながら、行政不服審査法2条2項の「不作為」とは、「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと」をいうところ、原告の陳情を取り上げる法的義務はなく、原告の陳情を取り上げないことが同条項の「不作為」に当たらないことは明らかである。

(4) 営業妨害について

原告は、「資源エネルギー庁は、国家の立場を利用して、業務を妨害している」旨主張する（訴状41ページ）。

しかしながら、原告の当該主張は、上記(1)と同様に、国賠法の対象となる公務員の特定や法的義務違反の主張が欠けている上、いかなる業務が、どのようにして妨害されたと主張するのか全く明らかとはいえない。

(5) 債権請求及び精神的苦痛について

原告は、原子力政策を変えるために割いた時間が損害であり、数々のストレスを受けるなどして口角炎になったなどと主張する（訴状41、42ページ）。

しかしながら、原告の当該主張は、上記(1)と同様に、国賠法の対象となる公務員の特定や法的義務違反の主張を欠けており、その限りにおいて、失当である。

(6) 原子力損害の賠償について

原告は、新潟県中越沖地震の影響で、柏崎刈羽原子力発電所の原子炉7基が停止したことで、火力発電所の設備利用率が上がり、電気料金が上がったとして、原子力損害の賠償に関する法律3条1項、17条に基づき損害を賠償をすべきであるのに、それをしないのは同法違反である旨主張する（訴状42ページ）。

しかしながら、東京電力株式会社の平成20年7月までの一般家庭向け電気料金の上昇は、燃料価格の上昇によるものであって、新潟県中越沖地震の発生による柏崎刈羽原子力発電所の停止によるものではない。この点は、柏崎刈羽原子力発電所の原子炉が停止する原因となった新潟県中越沖地震が平成19年7月16日に発生したのに対して、東京電力株式会社における一般家庭向け電気料金の改定が平成18年4月1日以降平成20年7月までなされていないことから明らかである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

なお、仮に、電気料金の上昇が原告が主張するように新潟県中越沖地震の発生による火力発電所の設備利用率の上昇によるものであったとしても、電気料金の上昇によって受けた損害が同法による損害賠償の対象となるものではなく、この点からしても、原告の上記主張は失当である。

第4 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことが明らかであるから、速やかに前記第1項に記載した内容の判決がなされるべきである。